

ドイツにおける職能代表の展開過程

佐藤立夫

一 はしがき

従来の所謂政治的民主主義が二〇世紀における政治機構としては、最早その適格性を喪失し、これに対する何等かの補強工作が要求される段階にきていることは否定し得ないであろう。即ち現代の政治的議會、そして、この議會の構成要素たる政党が今日その複雑多岐にわたる社会の經濟的利害關係を十分に代表しているとはいえないのである。けだし經濟的利害關係が政治的決定において効果をもつのは、所謂ロビングを通じてなされるに過ぎなく、そこでは形式的には全く公的機能であるべきものが、實質的には私的利益団体の掌中に委ねられているのが現状である。剩え政党指導者といわれる者が近代社会の提示した多種多様な専門的技術的諸問題の解決には何等の訓練も受けていない素人にして、他方議會の負担が過重になっており、その結果、行政部が余りに多くの議會の職能を篡奪している実情に照し、職能代表議會こそ、立法府の負担を軽減し議會にその本質的機能を發揮しうるものと期待された*。

このような主張は、代表制そのものが、国家におけるあらゆる利益の反映であるという考え方はらんでいる。職

能代表制の立場からは、現実の政党は決してこの意味での代表ではない。もし政党が利益の代表であるとすれば、その結果民主主義ではなく無政府主義に墮するであろう。この点、職能代表論者は比例代表論者と同様に社会と国家との相異を看過しがちであるという非難を免れ難いであろう。これらの利益集団を議會の中に小規模に再現しようとすることは、それらの多様性と相互の敵対意識を持ち込むだけである。しかし国家とは元来統一的行動を保障するものにして、デモクラシーにおいては、このことは強制ではなく、任意性の原則に基づくものでなければならぬ。ここに社会における機能的分化の性格と国家における権力的統合の課題があり、政党こそ、正にこの課題に答える政治機構的媒介装置に外ならない。政党はジョン・ロックのいう如く意見の多様性や利害対立に直面して、これらの最大公約数を発見する機能を課せられている。

職能代表への国民の要求が政治的議會の危機に対して提示されたことは確かに理由のあることである。特に近代のように交通が発達し、国民の連帯意識が強化されるにしたがって、政治的議會の前提をなす地方的特殊性というものは重要性をもち得なくなってきたことは事実である。特に各種の経済的利益集団が簇出し、職能的もしくは階級的対立が激化すればする程、地方的特色が減退する。このような議會制度の現状に対して、夙に一九三三年十月開催の万国議院同盟の第二九回大会が、「議會制度が今や諸国民の生活に起りつつある急速なる進化に自らを適應せしむる必要に直面していることを確認し、第二院の内部に経済的社会的および知的利益を、また使用者および労働者の団体を代表せしむること、もしくはかかる基礎に立つ第二院を設置すべきこと」を採択した。これは、当時世界的に叫ばれた「議會主義の危機」への警鐘として極めて注目を惹く一提案であった。^{*}

職能代表は、このような意味において、議會主義の克服手段として現代社会生活の複雑化に伴って発達してきた各種の社会経済的利益を政治の上に反映せしめ、もつて社会層の対立激化のため行動能力を喪失した議會をして、再び、その機能を發揮せしめようとするのみならず、職業的階級利害を議會の討議を通じて調整するため社会各部門各職域のエキスパートをして立法活動に積極的に参与せしむる選挙制度である。他方職能代表が国家と社会の区別を無視し、単なる職能団体の代表のみで政治的問題を解決しうるものだとする前提そのものに内在する矛盾をはらんでいる。政治的代表制も職能代表制も、ともに今日の政治的社会の唯一絶対の可能な組織原理でないとすれば、その後何が残されているだろうか。職能代表の原理を立法過程の中で、どのように、どの限度で採用するか、換言すれば議決機関としてか諮問機関としてかの問題である。

現にバイエルン、エクアドル、アイルランドの上院、ポルトガルの組合院は職能代表によって構成されているが、特にバイエルン、ポルトガルの如く諮問機能的性格をもつ上院における、この種の職能代表制のもつ比重は極めて大きいものといわざるを得ない。

ケルゼンが民主政の本質を追究しつつ、議會制は確かに各方面から改革を迫られており、それは職能的組織によって補強されることが可能であるとして、現存する議會主義の代りに職能代表の設置には極めて批判的である。ここに職能代表の本質と限界があると思う。今日では政治的代表制、即ち議會制の原理的価値自体があらためて問われねばならぬ段階に立至っているのであり、相互補強機能としての職能代表制と政治的代表制原理の体系的採用の方法如何の問題を検討すべきであるが、この問題については次の機会に譲りたいと思う。職能代表の問題は、フランス革命以

来、ドイツでは国法学や政治学の文献で、あるいは立法化の段階で絶えず論議された。本稿では「ドイツにおける職能代表の展開過程」を理論史的文献史的に考察することによって問題の所在を明らかにしたいと思う。****

* Hermens, Functional Autonomy after World War II in Constitution and Constitutional since World II, 1951, p. 116f.

** 一九二四年の第二三回万国議院同盟においても次回以後において「議會制度の現状とその改革案」を議題とすべきことを決議し、この決議を施行する手段として、ヨーロッパ各国の著名な学者に対して回答を求めた。ラスキ教授も「議會政治の現状」の中で、「一九世紀の議會は主として政治問題を議したのであるが、二〇世紀の議會の議題は主として經濟問題である」といい、特にパリイ大学のラルノード教授は、国家には選挙権を与えられている個人以外に農、工、商業、労働団体および智的団体がある。之等の諸職能団体が全体として議會（上院）に代表されねばならぬと提案して注目された。

** Kelsen, Vom Wesen und der Demokratie, 1929, 2Auff, S. 47.

*** 本稿は旧著「職能代表制度論」、第二章第一、第二節の補稿をなすものである。

二 フランス革命より一八四八年のドイツ革命までの職能代表

ルソーは、国民の一般意志は個人として、すべての国民が部分社会を通じて相互に結合することなしに、直接に国家に直面するときに最も純粹に表現されるというテーゼを定立した*。一七九一年および一七九三年のフランス憲法を支配し、一七九一年六月一日、一七日の勅令によって、すべての職能団体を禁止した原子論的非有機的国家観はフランス革命の過程において崩壊した。

シーエスは一七八八年、「第三階級とは何か」(Qu' est-ce le tiers état?) において、議会が聖職者、貴族、国民から構成されるとなし、国民は前二者と同じ投票権をもつ。その後一七九五年には革命の経験に基いて議会は農業、産業、教育の三階級から代表されねばならぬとした。^{*}

* Rousseau, Contrat Social, L. II. ch. 3.

* * Herrhardt, Das Problem der berufsständischen Vertretung, 1921. 20. Moniteur réimprimé XXV, P. 294.

このような思想系行は一七八九年、シーエスの影響をうけたミラボーにみられる。ミラボーは平等の概念から出発し、国家生活においては、等族が同一価値をもって代表されねばならぬとした。ミラボーは等族の頭数ではなく、等族の意味の重要度を代表理論においては評価した。職能代表選挙法は普通平等選挙法に対して、公共生活上重要な意味を有する社会階層、即ち大地主、都市市民階級を議会に送りこむ一つの手段と考えた。

* Mirabeau, Discours et opinions I. 1820, P. 26ff

一八一五年以来、この職能代表思想は立憲主義初期の段階に入ったドイツの各邦憲法の中に規定されるようになった。一方フランスでも大革命によって消滅した等族の復活は問題とならなかつた代りに、重要な社会階層の利益を選挙法に規定しようとする動きが検討され、一八一四年のルイ一八世の憲章の如きは納税資格選挙法を規定し、代議院議員の被選資格として四〇才以上で一〇〇〇フランの直接税、選挙資格は三〇〇フランで三〇才以上とした。三〇才という年令はフランス選挙史上最高の年令である^{*}。

一方ドイツでは等族議會思想はウキン會議以後復活し、一八四八年の革命により階級の後継者としての政党の出現をみるに至るまでには各邦の憲法改正において、これを見いだすことができたのである。^{***}古き等族議會は一般には僧侶、騎士、都市代表から構成された。その後、プロテスタントの国々では僧侶階級は後退し、これに対してヴェルテンベルク、ニーダーザクセン地方において自由農民階級が新興階級として登場した。一八一五年から一八四五年の間に制定されたドイツ各邦憲法は、このような状況を反映している。ここでは地主、騎士階級その他の等族代表を認めている。

当時ドイツの各邦では二院制から成る場合には、第二院は一般に地主貴族、都市ブルジョア^{***}および農民代表から成り、都市においては直接国税を選挙資格とした。労働者、職人、日傭労働者、奉公人は選挙資格を有しなかった。このほか屢々僧侶階級も特殊な等族として認められた。例えば一八一八年のバイエルン憲法その他の邦でも僧侶者を第一院に選んでいる。ブランシュウィクでは騎士代表のほか、一六人の都市、土地貴族代表、一八三一年のザクセン憲法は七五人から成る下院の中二〇人の土地貴族、上院には大部分騎士代表を選任した。^{***}

* Meyer, Das parlamentarische Wahlrecht, 1901, S. 106ff.

** Herrfahrdt, a, a, O, S. 21.

*** Meyer, a, a, O, S. 121ff.

**** Meyer, Staatsrecht des Königreichs Sachsen, 1990, S. 115. 123ff.

当時の議會組織は、未だ完全な国民代表制度をとるに至らず、旧時代の等族議會思想を残存せしめていた。しかる

に、この古き身分階級を、新しき職能階級に代替せしめようとする運動が、フランス革命から一八四八年のドイツ革命に至るまでにおいて、等族議會思想の組織に職能代表的要素を導入しようとする試案において、それ以後においては、政党制度との関連において漸く政治家や学者の問題となった。

当時の国法的政治学的文献の中で、この方面についての自然法的個人主義の代表者としては、特にロテックをあげうるであろう。ロテックは国法に関して歴史的、私法的、宗教的基礎づけを拒否して社会契約説から出発し、國民代表の目的を真に継続的全体意志の支配と考えた。彼の選挙制度観は如何にして合理的かつ確實に選挙の際國民各層の利益を議會に保障しうるかという問題であった。^{*}一八一九年ロテックは、「議會の理念」(Ideen über Landstände)において等族の選挙法において投票の価値は公共福祉に対する個人の利益もしくは、それへの寄与の程度に応じて規定すべきであるとし、僧職と貴族には代表権を認めず、地主のみに、これを認めた。財産のみが確實に信念を保障することができからである。^{***}

ロテックは等族選挙の必然性を、普通選挙においては数的に少い等族は選挙に際しては完全に代表されえない点に求め、財産および職業部門から成る職能代表を提案する一方、現実の職能団体および利益団体の多様性から生ずる議會組織は克服しがたい困難に直面する点を指摘し、これと並んで地域代表を提案したが、その後の文献で完全に職能代表制に踏み切った。但し彼もすべての団体内部における利害の対立関係を否定することを得ず、農民と牧民、農家と工業家、資本家と労働者、富者と貧者の間において独自の代表を送るべきことを提案した。^{***}

* Statlexikon von Rotteck und Welcker, IV, Bd, Art. Konstitution; Herrhardt, a, a, O. S. 23f.

* * Staatslexikon, 1Bd, Artikel Abgeordnete.

* * * Ebenda S. 51ff.

* * * * Arelin und Rotteck, Staatsrecht der Konstitutionellen Monarchie, III, Bd, 2Auffl, 1840, S. 170ff.

ロテックの等族代表とともに、当時の選挙法問題を特徴づけたのは合理主義の立場である。^{*}クルグ (Wilhelm Traugott Krug) もその一人である。彼は一八一六年、「代表制度論」(Das Repräsentativsystem) において合理主義的代表制度として、^{*}第一は、頭数に基づく数学的代表と並んで、第二に市民社会の構造の政治的価値によって評価される動態的代表の二種の代表制を提唱し、後者にその長所を認め、ここでは知識階級は大衆に優位し、それによって国民代表の目的は向上しうるとなし、ドイツのためにこの制度を弁護した。^{**}

* Krug, Gesammelte Schriften II. Abt. 1. Bd, 1834, Vorwort S. VI

* * Ebenda, S. 277ff.

* * * Ebenda, S. 296ff.

ロテックによって主張された歴史的観点からすれば、議会の等族的構成は少数者保護のための合目的手段であった。ペリッツもまた合理主義の立場から国会議員の選挙は信任に基き全く自由になされるか、もしくは各種の等族や職種を同じ程度に考慮して執行されるべきことを提案した。したがって選挙の偶然性によって特定の人間の活動分野が代表から締め出されることは好ましいことではない。この立場から彼は(1)大地主、(2)都市産業、(3)自由職業、(4)地方住民の四大階級を議会に同一程度において代表せらるべきであるという見解をとる。^{*}

* K. H. L. Politz, Die Staatswissenschaften, I. Teil 2. Aufl. 1827, S. 212f.

自然法的理性法的個人主義の代表者にとつては等族議會は根本的には縁遠いものであるが、実際には有効な制度と見做された。当時の国家及び社会觀を代表する有機的国家論は全く相異なる二つの観点から出発している。一方では歴史的理由に基いて、特にドイツ中世の社会秩序への滲透を通じて、他方自然法的思弁的方法に基いて展開した。前者の代表としてはダールマンをあげうるであろう。彼は合理主義の下で考案された憲法闘争において一八一五年に初めて有機的等族議會を提案した。彼は中世においては各等族は対立抗争の中にあけくたという事実、近世においてはヒューマニズムの影響の下に有機的に統合されたものから等族に転化したという事実から出発している。

ダールマンにおいては国民意志は各種の社会要素から成る有機的構成体である。この構成体を正當に表現せんがために議會は有機的にそれぞれの職業部門に応じて構成されねばならぬ。これに対して国民意志一般を承認しない学説がある。この学説によれば国民各層の各種各別の意志のみが存在し、統一的意志なるものが存在するものではない。そこで国民意志は技術的に先ず作成されねばならぬ。問題は如何に合理的かつ正當な国家意志をそれぞれの機関に適正に配分するかという問題である。これはロテックの合理主義有機的国家論よりもレヴィタ、モール、プランクの国家論と関連する*。

ダールマンにおいては国家は有機的社会力から發生する。これに反し、レヴィタ、モール、プランクにおいては国家は全く技術的有機的に理性と倫理法則によつて構成される。勿論この際、古き合理主義に対して国民組織は有機的に構成される。この学説は有機的社会概念に基く合理主義的国家論といわれるものである。ダールマンの立場は後の

論文「大國の統治」(Regierung eines grossen Staates)において明らかにされた。等族代表は現実には各種の等族は各々独自の議會を設置せねばならぬし、多数決原理は同一職能団体においてのみ可能だという困難に逢著した。なおダールマンと同一思想系行に属するものとしてシュロッセル^{*}が等族議會を提唱し、シュミットヘナアーも同様である。ダールマンと異なりクローズは思弁的理性法的有機的國家論を唱えた。彼はアーレンスの自然法の理論を繼承し有機的選舉制度を展開した。^{***}

* Herrfahrdt, a, a, O. S. 26f 44. 49. 54. 56, Dahmann, Die Politik. 1835, § 99

** Chr. Fr. Schlosser, Ständische Verfassung, 1817. Vorrede S. 111f.

*** Schmitthenner, Zwölf Bücher vom Staate, III. Bd. 1845, S. 576ff.

**** Chr. Fr. Krause, Naturrecht 1828,

ヘーゲルも、「法哲学綱要」において、代議院は社会の各職能団体の利益代表によって構成されるべきであるとし、商業、工業代表を提案している。^{*}フライヘル・フォン・シュタイン(Freiherr von Stein)も国王の純諮問機関としての職能代表制を主張する。^{**}

このような状況の中でフリードリッヒ・ウイルヘルム四世は一八四七年四月一七日の議會の開会式において、「諸君、伝統的意義におけるドイツの等族議會は等族の権利の代表であり、擁護者であり、議會は大部分その代表で構成されている」といった。ウイルヘルム四世の理想國家は利益代表議會から諮問をうける絶対君主制への布石である。^{***}労働者階級との関連で純諮問的職能代表思想はカトリックの社会哲學者バァダー(Fr. v. Baader)にみられる。彼

は一八三四年、労働者階級の権利を代表する諮問機関としての労働議會を提案した。^{****}同じくライヘンスベルガー (Peter Reichensperger) も、一八四九年二月一六日のフランクフルト国民議會において労働代表を提案しているのである。^{****}

* Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821, S. 311.

** Herrfahrdt, a, a, O. S. 41.

*** Ebenda, S. 42; Anm 1; V. Rönne, Staatsrecht der Preussischen Monarchie, Bd. I. 1899, S. 57, Anm 1.

**** Fr. v. Baders Sämtliche Werke, herausgegeben von Fr. Hoffmann, 1851/60, Bd VI. S. 138 und Bd XV, S. 505; Hans Reichel, Die Soziätsphilosophie Fr v. Baders. S. 57f; Herrfahrdt, a, a, O. S. 43.

***** Herrfahrdt, a, a, o. S. 43; Stenographischer Bericht, herausgeben von Wigand, Bd VII, S. 5259ff.

議會の等族的構成について一八四八年以前の文献では、国家哲学者の間で完全に一致を見た。その主な理由は、歴史的発展を通じて存在する社会構成の中で、頭数では特に強大な指導的社会階級が議會に十分に代表されていない。このような欠陥を是正する方法は有機的国家論、もしくは社会的有機体の各種の構成員を議會に代表することによって初めて可能となる。^{*}しかもこれを政党制度との関連において説いた人としてロッホウがいる。彼の思想の根本的出发点は次の通りである。「国民代表は現実の社会的諸勢力の表現でなければならぬ。代表国家における代表の政治的要請は権利^{レヒツ}でもなく、利益^{インテレンセ}でもなく、数^{ザール}でもなく、權利と利益と数に内在する力^{クラフト}である。^{**}この力をロッホウは単なる頭数より以上に財産、教養、名望の中に見た。しかしこのことによる等族選挙法は成功する見込はない。当時政党は新時代の権力要素として、新たに等族に代って登場したからである。^{***}ロッホウの思想は当時の現実の政治的発

展に先行する真の映像であつたと思う。

その他の文献の中には、現実の社会的権力関係を考慮にいれながら純頭数の原則の不当性、非合理性を指摘することによって等族選挙法を基礎づけようとする試みがなされた。ゾーフルの如きはプロシアの階級選挙法を利益関係もしくは等族階級による代表制度への復帰への過渡期と見たのである。

* Hertfandt, a, a, O. S. 36f.

* * August Ludwig V. Rochau, Grundsätze der Realpolitik, 1853, S. 19.

* * * Ebende, S. 91f.

* * * * 一八四八年のプロシア下院議員選挙法は納税高によって選挙人を三級に区分して選挙を執行する方法をとった。先ず当該選挙区の選挙人全体の負担する納税総額の三分の一までの税額を納付する者を第一級、その納税総額の第二の三分の一を納付する者を第二級、その納税総額の最後の三分の一を納付する者並びに国および地方団体に納付しない者を第三級とし、次に各級別に議員総数を等級の数(三)で除して得た高に相当する数の議員を選出させる。この制度では少数の多額納税者が多数の一般人に対して同数の議員を選出することができるから、不平等選挙となる。三級選挙制はプロイセンの外にザクセン、アルデンブルク・リッペ、ブラウンシュヴァイク諸邦の外、多数の国の選挙法、特に地方議会の選挙で採用され、わが国でも市制、町村制も大正一〇年の改正まで、この制度を採用した(林田和博・選挙法、二七頁、法律学全集5)。

* * * * * Zopfel, Grundsätze des Gemeinen Deutschen Staatsrechts, 5 Aufl, 1863, II. Teil. S. 268-272.

フランス革命より一八四八年のドイツ革命までの職能代表の発展を総括すれば、それは今日という職能階級の選挙制度ではなく身分階級選挙法発達史であつたといふことができるが、実にこの時代において、初めてドイツ職能代表

思想の萌芽が看取されるのである。職能代表は土地貴族、資本家及び智識階級を国家生活において活用する最も有効な方法である。本質的なことは国家生活一般に対する各職能団体の共同決定権 (mitbestimmungsrecht) である。即ち階級勢力が選挙法に高度に圧力をかけてきたことである。特に普通選挙に対する不信はこれに拍車をかけたのである*。

* Herrfardt, a, a, O. S. 29f.

三 一八四八年のドイツ革命より第一次大戦までの職能代表

一八四八年のドイツ革命を転機とし、一九世紀から第一次大戦にかけて、初めて近代的意義における職能代表制に關し、学者および政治家よりも各種の提案がなされ、当時この問題に關し理論史的にも文献史的にも最も多彩な発展を示している。

先ず理論上の問題として見れば、当時ドイツの職能代表に対し決定的影響を与えた思想は二つある。一つは自然法学説に基く国家有機体説であり、二は新職能国家論の最も高名な代表者であるフランスの国家哲学者兼政治史家のシモン・ヅ・シスモンデ (Simonde de Sismondi) の職能国家論である*。

シスモンデは、すべて各種の階級意志の統合を通じて統一的国家意志が生ずると述べ、すべての利益団体は議會において代表されねばならぬ。立法者の使命は各種利益団体の意志を統一調和的に統合する点にあり、シスモンデは普通平等選挙をもって現実の国民の利害關係を政治に反映する点において不適当な選挙法とし、すべての利益団体を

代表する職能代表制を主張した。

* 当時ドイツでは財産と教養と並んで職業は最も強力な社会の構成要素となつた (Tarnheyden, Die Berufsstände ihre Stellung im Staatsrecht, 1922, S. 113); Herrfahrdt, a, a. O. S. 43.

* * Simondi, Etudes sur la constitutions des peuples libres, 1836; Herrfahrdt, a, a. O. S. 43ff; Tarnheyden, a, a. O. S. 113f.

アーレンスは、「自然法」において、国家を人間生活の目的実現のための一種の組織と定義し、カントの影響の下に国家をもつて権利実現の機関と解した。国家は社会組織と密接な関連をもたねばならぬ。人間は同時に各種の社会部門に属するが、彼自身の職業によつて特定の活動に従事する。そこから社会の有機的構成が生ずるのである。アーレンスは自然法的基礎の上に有機的代表制が達せられるものと考え、これを実現するためには各種の社会部門を再編成することを提案した。この組織化は同一の社会要素が自然に同質化することによつてのみ可能となる。有機的代表制度においてはより高次の社会統一体が生ずる。この統一体こそ各種社会部門の要求を調整する機能を果すものである。この代表的社会部門として宗教、学問、教育と農工商業の如き応用技術部門をあげ、人間は各社会部門に生活しているが故に、国民全体として生活する場合と並んで代表は二重の意味において承認されなければならない。即ち、第一は国家統一原理としての国民代表であり、第二は職能代表である。かくて彼は第一院においては地域代表主義を採用し、第二院においては職能代表主義を提案した。第一院の地域代表は市町村、県、州の代表であり、第二院の職能代表は宗教団体、学者、芸術家、教師、農業、森林業、鉱業、工業、商業、裁判官、弁護士、軍人から構成され

る。職能代表においては利害関係の意義を評価し、相互の利害関係の調整をはかった。

- * Ahrens, *Naturrecht*, II, Bd. 6 Aufl., 1871, S. 377ff. 385; derselbe, *Organische Staatslehre*, 1850, S. 68; Hertfandt, a, a. O. S. 28, 49, 54, 56; Tarnheyden, a, a. O. S. 114f.

ウィンターもまたアーレンスと同様の見解に立ち、ドイツにおけるデモクラシーの非能率に対する不信から新職能国家の建設を目指して一八四八年以降ドイツに勃興した憲法問題の解決に没頭した。彼にとっては国家とはそれ自体既存のものでなく社会的なものの一部分である。それは社会生活を保護するための組織に過ぎない。それ故に国家におけるすべての社会的市民は各独立の職能団体の構成員として選挙権を有すべきであると、各職業部門内部においては地主と農業労働者、工業においては工場主と職工、商業においては大商人（問屋）と小売商人とを区別し、之等の者はすべて職能代表として議会に選任されるべきである。以上の者を彼は物質的職能団体 (*Materielle Berufsstände*) とし、之を並んで僧侶や学者の精神的職能団体 (*Geistige Berufsstände*) をも提案した。しかも各職能団体の長は選挙によらず代表権を取得し、国議会のみならず、市町村、郡議会をも職能代表化しようとしたものである。

- * Winter, *Volksvertretung in Deutschlands Zukunft*, S. 72, 75, 110; Tarnheyden, a, a. O. S. 115f.

当時職能代表を主張する代表的学者としては、シュタールをあげうるであろう。彼は合理主義国家論に反対し神聖国家論の立場から君主主権の代表的擁護者であり、国家における貴族主義勢力の擁護者でもあった。

シュタールは単なる私的利益は国家においては代表されえないことを強調して、政治的意義における等族とは政治

的利害關係および政治的立場が同一である限りにおいてのみ存在する。そして彼は職能代表として貴族、平民、農民、僧侶、教師を提案した*。

シユタールは貴族主義の立場から、国家の福祉が最高度に保障される限りにおいてのみ騎士および貴族の利益が代表せらるべきことを強調した*。彼は第二院の等族的構成の根拠を等族の地位を保障する点に求めないで、等族的要素によって保守的精神および保守の権力を国民の間に拡大しようとするねらいであった。そして彼は全国民の代表から成る貴族院の中に騎士および市町村代表を送りこむ提案をした。その際、騎士は頭数の方法で、市町村代表は代議院の選挙方法による*。ここにおいては等族選挙から階級選挙法への移行がみられる。大国にとっては旧等族的三部構造の復活によって代議制度を修正することは正しい方法ではない。これに代って貴族主義的保守的要素を重視した。

* Herrfahrdt, a, a, O. S. 28. 38f. 46. 54; Stahl, Philosophie des Rechts, 1856. 2 Bd. 3 Aufl. S. 182 f, 322.

* * Stahl, a, a, O. Vorrede S. XIX.

* * * Ebenda, S. 443.

プランクは一八五二年以来、職能国家に関する見解を披瀝したのであるが、彼の基本的立場は政治領域においてではなく、経済的および社会道德的領域においてであり、彼は個人の利己主義の上に築かれた個人主義的経済秩序を批判しつつ、かかる経済秩序に代るものとして職能団体に基く新社会秩序および国家体制としての職能国家を要請した。職能代表により初めて国家の道德的使命が遂行されるのであり、職能団体を一つの自治団体にまで発展せしめたことは注目に価する。

プランクによれば法は二重の目的を有する。一は人間生活の保護、二は道德的基礎の上に人間生活を再編成することである。このため財産と労働秩序が必要となる。その際、職業は営利の手段としてではなく、道德的法的目的に仕えるものとして理解される。第一の秩序としては、すべての地域における人間の平等の権利であり、第二の秩序としては労働を有効に規制する目的を有する職能団体による人間の結合である。かくして人間は職能部門における労働を通じて同業組合としての自治団体の一員ともなる。特定地域の職能団体は特定の職業の地域代表から成り、この上に全国の職能団体が構成されると、頂点に職能代表議会が設置される。他方、地方の特殊性を代表する地域代表も考えられる*。

プランクは、この制度を通じて議会に二つの根本的要請を期待した。即ち国政への国民の共同参加と各職能団体の指導者の確保である。職能団体は各部門の職業人口を地域的に正当に配分し、その際、職業の自由は職業の能率のため制限される。

* K. Christian Plank, *Katechismus des Rechts; Grundzüge einer Neubildung der Gesellschaft und Rechts*, 1852; *Testament eines Deutschen*, 1881; *Tarnheyden*, a, a, O, S. 51f.; *Herrhardt*, a, a, O, S, 51 ff.

当時、職能代表を最も体系的に説き、新しき国民代表の形態として主張したのは恐らくレヴィタであろう。彼はダールマン、ロテック、シスモンズの影響の下に、一八五二年、「現代代表国家の有機的構成における議会」において、普通平等選挙の批判から出発して職能代表制を提案している*。彼は封建的議会の改革と並んで財産評価、もしくは特

定の方法に基く政府による代議士の選任を主張した。彼によれば議会には、すべての利益と団体が代表されねばならぬ。例えば農業においては地主、小作人、その他外国貿易、国内商業、手工業、中小企業、教会、学士院、弁護士、教員組合、医師、学者の代表を提案している。代議士の選挙は政党ではなく職能団体に委嘱されなければならない。職能代表は政党代表と対立して討議を通じて各種の意見を調整する機能を果すものである。市民は特殊な等族の利益よりも公共福祉に没頭するという批難に対して、この利害関係は国家の利害関係を通じて、その対立は克服されると弁護した。これと並んで地域代表も認めた。

* Levita, Die Volksvertretung in ihrer organischen Zusammensetzung im repräsentativen State der Gegenwart, 1852, S. 187. Tarnheyden, a. a. O. S. 116f; Herrfahrdt, a. a. O. S. 53f.

職能代表制を政党制度への批判と関連して主張した国家論の代表者の中にバルター^{*}がいる。ヘーゲル、ブルンチユリー、ダールマン、トレンデレンブルク^{*}の学説を引用しつつ、すべての階級の学識経験者を国政に参加させ、選挙人と代議士の紐帯を確保し、併せて政党の欠陥を補正せんがため職能代表を提案した。

シュタインマン・ブッヘルは一八八六年、「生産階級と国家における生産階級の将来」(Steinmann-Bucher, Die Nährstände und ihre zukünftige Stellung im State)において経済組織の専門別構成を重視しつつ産業会議所案^{***}を提案した。これは工業会議、商業会議、農業会議、中小企業会議から成る。右の四会議の内部構成は雇傭者と被傭者から成る。他方ブッヘルは地方の小企業組合および農業組合代表、工業団体および商業職能団体代表から成る国民経済会議の上院を提案した。

右のほか著述家、技師、教師、官公吏の如き自由職業の如き職能団体の組織化を図った。上院と四生産會議は諮問會議所機關である。議席と投票の配分についてはドイツ帝国の職業統計を基準とした。彼は當時議會主義の不信に対して「利益代表の専門化」(Spezialisierung der Interessenvertretung)を主張し、これによって立法機關を職能代表化しようとしたのである。

マルチウスも地域代表と並んで専門家代表を主張した。^{****}グレッツァーはシュタインマン・ブッヘルに反対して公共機關と並んで自由職業団体に広範な活動分野を与えることを提案した。^{*****}

* Ferdinand Walter, *Naturrecht und Politik*, 1863, S. 306ff. Herrfandt, a, a, O. S. 49f.

** Trendelenburg, *Naturrecht*, 1860, S. 457ff.

*** Tarnheyden, a, a, O. S. 95f.

**** Martius, *zur Umgestaltung der Interessenvertretung in Industrie und Handwerk*, 1894; Tarnheyden, a, a, O. S. 97f.

***** Grätzer, *Die Organisation der Berufsinteressen*, 1890; Tarnheyden, a, a, O. S. 96.

レヴィタと同時代にカリボース(H. m. Chalybäus)も五つの主なる等族による選挙人団を提案し、その内部において、さらに収入高による差別を設け、特殊利益代表を提案した。しかしこの特殊利益は相互に調整される限りにおいてのみ、この見解は正当である。議會における眞の専門的智識経験というものは諸階級の相互利害關係を知ることによって初めて達せられる。^{*}特殊利益代表は、この要請に応えるものである。

* H. M. Chalybäus, System der spekulativen Ethik, 1850, II Bd. S. 282ff.; Herrfahrt, a, O. S. 43.

モールは従来の地域代表議會に欠けている国民の利害關係を認識し、その救済策として、すべての階級の利益から成る職能代表議會を提案した。即ち彼は一八六〇年、「国法、國際法および政治学*」において、地域代表と並んで職能代表を唱え、ここから真正の議會が発せるといつている。彼は職能団体を、(1)教会、學術に基づく精神的利益階級、(2)地主、工業家、商業家、労働者より成る物質的利益階級に區別し、これと並んで普通選挙により県、郡、市町村の地方団体から構成される地域代表を提案した。議席の割当については各職業階級所属の市民の数、職能団体の資産内容、学者階級はプロレタリアートより重いという精神的意味を参考にしてゐる。

* Tarnheyden, a, a, O. S. 117f; Mohl, Staatsrecht, Völkerecht und Politik, 1860, S. 367, 435.

ブルンチュリーは一八五二年、「一般国法学」において、普通選挙の下では、国民の現実の利益は可變的政党の投票のため犠牲に供されているとなし、普通選挙と多数決原理に基づく議會民主主義は職能代表によって再構成されねばならぬとした。そのため「専門議會」(Fachparlament)と「政治的諮問議會」(Politische Sachverständigenkammer)を提案した。デモクラシーとは、国家におけるすべての人の政治への積極的参加と理解するならば、有機的國家論は、この意味で職能國家論の特殊な形態といえると思う。

彼は基本的には普通選挙の下では、国民の有機的關係が正当に代表されていないというミラボーの思想の影響の下に、普通選挙をもって、「父の上に子を、親方の上に職人を、老人の上に青年を、富者の上に貧者をおくもの」と称し、これは大衆に媚びつつ、同時に大衆を欺くものであるとし、かかる普通選挙法の下では国民の各種の利害關係を

適当に代表する何等の保証も存在しないことを指摘し、財産、教育、年令、国家に対する貢献度に基づく階級分化による職能代表選挙法を提案したのである。

* Bluntschli, Allgemeine Staatsrecht, 1852, S. 288; Politik als Wissenschaft, S. 452; Herrlandt, a, a, O. S. 40.

一八七〇年代の職能代表制の文献の中で、注目すべきものはフランスの思想である。彼は第一に、選挙人の意志を選挙によって被選挙人に委任することは単なる擬制に過ぎないとし、選挙に参加する大衆は一般に代表の資格がない。代表の資格のあるものは組織的職能団体のみである*。第二に、すべての職能団体はそれぞれ独自の方法によって代表される。第三に、すべての代議士は職能団体によってのみ代表される。議会内部の党争を救済する現実の解決策は、等族、職業を背景とする有機的職能代表を議会に選任することにある*。これによって社会主義を克服しようと確信した。職能代表として大地主、農民、商人、手工業者、一般労働者、鉱山労働者をあげ、精神的職能代表として弁護士、医師、芸術家、著作家、教師をあげて、之等の代表を第一院に送る。その他普通選挙法に基く市町村、郡、州代表としての地域代表をあげ、これで国議会を構成する。

* Const. Franz, Der Föderalismus als das leitende Prinzip für soziale, staatliche und internationale Organization, 18, 79, S. 111ff, 116, 118. Der Untergang der alten Parteien und die Parteien der Zukunft, 1878,

* * Franz, Föderalismus, S. 121; Tarnheyden, a, a, O. S. 118.

今世紀に入つてオーストリアのヴェルチュは一九一八年、「有機的民主政論」(Organische Demokratie)において政党制度と民主主義の克服の問題を社会学的立場から解決しようとした。彼の提案は二つの要請から出発している。

第一に、議會は国民の眞の意志を代表しなければならないということ、国民意志は一箇の有機体であるということである。従来の民主主義における代議士と選挙民の意志の非有機的意志形成の代りに、両者の間の有機的紐帯が国民意志を形成しなければならぬ。第二に、政治意志の鏡から政治現象の道具、即ち強力な国家意志が形成される。このような国家意志の形成にあたってヴェルチュは第一に多数決、第二に機械的妥協、第三に總^{シンタイゼ}合、換言すれば有機的創造をあげている。

右の立場から彼は政党の代りに具体的かつ明確な政綱を有する地域的職能団体を考えた。すべての選挙人は文化的、経済的、宗教的利益関係を相互に独立して代表しうる職能団体に所属する。最初に地域職能団体から次に中間的職能団体、その上に文化議院、經濟議院および国家緊急議院という専門議會が設置される。国家緊急議院は財政、内政、外政、軍隊の如き国家の重要問題を処理し、これら専門議會の上級機関として文化議院、經濟議院から各五人、国家緊急議院から七人で構成される議會委員会が設置され、最終の決議をなす*。

レオも一九〇七年、代議院に提案したプロシア選挙法改正案の中に、職能団体を、(1)農業、(2)商業、工業、營業、(3)自由職業、官吏の三職能団体に分類し、議席配分については、(1)の団体においては大地主、中地主と小地主、小作人は各二分の一、(2)の団体においては大企業家と労働者、商人と中小企業家、公吏は各三分の一、(3)の団体においては高級官吏と自由職業は三分の二、その他の中級官吏は三分の一を占める**。

* Felix Welsch, Organische Demokratie, S. 7, 8, 9, 10; Herrfahrdt, a, a, O. S. 97f. Tarnheyden, a, a, O. S. 120ff.

** Herrfahrdt, a, a, O. S. 98.

* * * E. Leo, *Wahlrecht und Berufsstände*, 1907; Tarnheyden, a, a, O, S. 126.

そのほか当時においては、次の如き諸學者により注目すべき職能代表制が提案された。シュンペル「經濟會議所問題」

(Schäffle, *Das Problem der Wirtschaftskammer in der Zeitschrift für die Gesamtwirtschaftswissenschaft*, Bd 51, S. 134)
ゲルネ「將來の代議制」(Gärne, *Das Repräsentativsystem der Zukunft*, 1893)「モノポリブル」(比例職能階級選挙)
(Hirschfeld, *Die proportional Berufsklassenwahl*, 1885)「モノブル」(新ユーン國議會の發議)(Uhold, *Eine Neuer Reichstag Deutschlands Rettung*, 1897); 「有機的國家論」(*Organische Staatsauffassung*, 1912); 「ユーン政治思想」(ユーン政治思想)
民國家「(Deutscher Bürgerstat in Deutschlands Erneuerung, 1918)「トーン」(英國議會選挙)(Huhle, *Das neue Reichstagswahlrecht*, 1893)「ノリクス」(現代議會主義を職能代表か」(Norikus, *Moderne Parlamentarismus oder berufständische Vertretung*; 1904)「シムン」(ギムン)「モノブル」(有機的議會の問題」(Schmidt-Gibichensfeld, *Das Problem einer organischen Volksvertretung in der politische Anthropologische Monatschrift*, Februar u. März, 1912)「ヘンク」(議會が國民代表か」(Heyck, *Parlament oder Volksvertretung?* 1918)「ハック」(職能階級選挙」(Wiechel, *Berufsklassenwahlkreise*, Vorschläge zur Umgestaltung des Sachsischen Landtagswahlrechts und zur Neugliederung der Reichstagswahlkreise, 1903)「ゲルネ」(ギムン)「德國の選挙法」(Georgi, *Zur Reform des Wahlrechts für die zweite Sachsische Kammer*, 1906)「シムン」(ギムン)「政治学」(Schollenberger, *Politik*, 1903)「モノブル」(現代民主政」(Hasbach, *Die moderne Demokratie*, 1912)「モノブル」(近代政治の現代と未來の歴史」(Lamprecht, *Deutsche Geschichte der jüngsten Vergangenheit und Gegenwart*, II Bd. 1913)「モノブル」(等族議會と國民の法關係」(Gneist, *Nationale Rechtsidee von den Ständen*, 1894)「モノブル」(現代民主政と未來の政党社会学」(Michels, *Zur Soziologie des Parteiwesens in der modernen Demokratie*, 1911)等である。

ドイツにおける職能代表の展開過程

実に一八四八年から第一次世界大戦に至るまでの間に、初めてドイツ職能代表思想が、その理論的基礎を確立したといっても過言ではなく、またこの時代に古き等族議會会思想が新職能代表思想に、その地位を譲らざるを得なかったのである。